

監査委員公表第8号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した令和4年度行政監査について、同条第9条の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月6日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

大高下光信

第1 監査の対象

令和3年度決算における不納欠損処分について

第2 監査の対象部局

総務部（税務課）

福祉保健部（社会福祉課・こども課・長寿保険課）

建設部（上下水道課）

第3 監査の実施期間

令和4年6月20日～令和4年7月20日

第4 監査の着眼点

- ① 時効の起算及び完成に誤りはないか。
- ② 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録は適切に作成・保存されているか。
- ③ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

第5 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係資料の検査及び照合により審査するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

監査は海田町監査委員監査基準に準拠して実施した。

第6 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。